

# 地方からの提案個票

通番	ヒアリング事項	個票のページ
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5件)	1～5
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6件)	6～11
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2件)	12～13
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(1件)	14
3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(1件)	15
41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(3件)	16～18
42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2件)	19～20
2	都市計画の軽易な変更の見直し(2件)	21～22
1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(1件)	23
4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1件)	24
43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2件)	25～26
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件)	27～30

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:44

管理番号	193	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲				
提案団体	和歌山県・京都府・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。

※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。

また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。

上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。

また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。

## 根拠法令等

“森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条”

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:44

管理番号	198	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定、解除等の権限の移譲				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の経緯】

- ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。
- ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。
- ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。
- ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。

### 【具体的な効果】

- ・指定の確定告示までの期間：  
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日
- ・解除の確定告示までの期間：  
大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月
- ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間：  
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日

### 【制度改正に伴う問題の有無】

- ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。

## 根拠法令等

森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:44

管理番号	206	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲				
提案団体	青森県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### (1)現状

重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。

### (2)支障事例

#### ア 指定

・ 申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

#### イ 解除

・ 予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

#### <手続きの流れ>

申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)  
→決定告示(大臣)

### (3)要望内容

重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。

## 根拠法令等

森林法第25、26条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:44

管理番号	333	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定・解除の一部移譲				
提案団体	群馬県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。
- ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。
- ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。
- ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。
- ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。

## 根拠法令等

森林法第25条、第26条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:44

管理番号	809	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。

### 【制度改正の必要性】

実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。

大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。

### 【支障事例】

指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6カ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。

### 【改正による効果】

このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。

地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

## 根拠法令等

森林法第25条、第26条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号	168	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林解除に係る国への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。

国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。

※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号	194	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止				
提案団体	和歌山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)

しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。

また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3の3



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号	229	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。

国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号 245 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止

提案団体 広島県

制度の所管・関係府省庁 農林水産省(林野庁)

## 求める措置の具体的内容

森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。

### 【懸念の解消】

知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号	819	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。

このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業があつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。

### 【制度改正の必要性】

都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。

大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。

これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:45

管理番号	964	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。

国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

## 根拠法令等

森林法第26条の2第4項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:46

管理番号 37 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省庁 農林水産省(林野庁)

## 求める措置の具体的内容

都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。

## 根拠法令等

森林法第6条第5項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:46

管理番号	301	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省(林野庁)				

## 求める措置の具体的内容

「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【根拠条文】

森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

### 【提案事項・支障事例】

「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。

事前協議における調整期間がおおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。

## 根拠法令等

森林法6条5項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:40

管理番号	745	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省庁	内閣府(消費者庁)				

## 求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

## 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条  
消費者安全法施行令第9条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:3

管理番号	665	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の経緯】

都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。

### 【支障事例】

公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることによって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。

### 【制度改正の必要性】

開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。

### 【懸念の解消策】

地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。

## 根拠法令等

都市計画法第33条  
都市計画法施行令第25条  
都市計画法施行令第29条の2



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:41

管理番号	210	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみを設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするとともに、開発審査会を設置できることとする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

### 【具体的な支障事例】

#### 基準・運用の差異

都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差ができています。

#### 都道府県開発審査会との調整事務

事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。

### 【制度改正による効果】

#### 企業・人口流出の抑制

地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。

#### 事務処理期間の短縮

市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。

## 根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:41

管理番号	221	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲				
提案団体	中津市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正を求める理由】

今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。

### 【制度改正の必要性】

現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。

以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。

## 根拠法令等

都市計画法第29条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:41

管理番号	429	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発行為の許可権限の希望する市への移譲				
提案団体	東広島市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、と改正する。  
(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【具体的な支障事例】

都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。

しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。

### 【制度改正の効果】

希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。

また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。

### 【過去の検討経緯】

過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。

## 根拠法令等

都市計画法第29条第1項、第78条第1項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:42

管理番号	68	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	酒々井町				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km<sup>2</sup>)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

### 【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

## 根拠法令等

都市計画法第19条第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:42

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

### 【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

## 根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:2

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	二本松市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の内容】

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。

これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。

### 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。

・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。

(参考)

通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間

軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間

軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間

## 根拠法令等

都市計画法第19条第3項  
都市計画法施行令第14条  
都市計画法施行規則第13条の2

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:2

管理番号	675	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。

### 【実例(予定含む)】

#### 1 都市高速鉄道

①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)

(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満

②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)

(告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

#### 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定)

①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更)

変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

## 根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番: 1

管理番号	601	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲				
提案団体	函館市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。

**【事例】**  
交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。

**【懸念に対する方策等】**  
権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。

## 根拠法令等

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:4

管理番号	278	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性等】

本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。

都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。

しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。

この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。

## 根拠法令等

都市公園法施行規則第7条の2第3項

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:43

管理番号	117	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	芦別市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。  
「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなっており、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。

については、都市公園法第16条の改正を提案する。

### 【具体的な支障事例】

#### ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱

旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。

#### ②長期未着手となっている都市公園の取扱

都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。

### 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】

都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。

また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。

## 根拠法令等

都市公園法第16条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:43

管理番号	340	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	北上市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。

### 【現行制度で対応困難な理由】

本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。

## 根拠法令等

都市公園法第16条

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:31

管理番号	217	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の背景】

全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置するケースが多くみられる。

### 【支障事例】

ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(→具体的な支障事例は別紙のとおり)

なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。

### 【解消策】

については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。

## 根拠法令等

建築基準法第6条

## 備蓄（防災）倉庫設置に伴う建築確認申請等に係る支障事例

### 【事例①】

本市防災課では、過去の様々な災害における教訓を踏まえ、市民に対して「自助」「共助」の重要性を啓発し、地域防災力の強化を図っている。特に東日本大震災以降、自主防災組織の必要性については広く周知しており、市内における自主防災組織の加入率をより一層向上させるため、自主防災組織の育成、指導及び増加に努めている。

こうしたことから、東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月以降に結成された自主防災組織は 10 団体を数え、本市としてはこれらの団体に対して防災資機材の購入費に係る補助金を交付し、防災資機材をはじめとする防災備蓄品等の整備を促進している。これに伴い、各団体から防災備蓄品等を収納するための防災倉庫を設置したい旨の要望が多くあがっている。これらの防災倉庫の多くは、一般家庭で設置するような 10 m<sup>2</sup>未満の簡易なスチール製倉庫であるが、防災倉庫を設置する場所は公園等の他に建築物のない空地の場合が多く、建築基準法上、確認申請の必要が生じ、その手続き及び費用が大きな負担となり、自主防災組織における防災倉庫の設置については、やむなく断念せざるを得ない状況が発生している。

上記以外の団体からも、既存の防災倉庫が経年劣化したため、更新したい旨の要望を複数受けているが、前述同様の理由により足踏みしている状況が続いている。

### 【事例②】（自治会から寄せられた声）

既製の物置を防災資機材保管用への利用について、建築確認申請書並びに基礎工事など一般の住宅建築同様の厳しい手続を要するとの説明に対し、自治会としては困惑しております。

本来行政で実現すべき事業を、当自治会が自主的に費用負担を行い独自に共助力の仕組み作りを進めることに、ブレーキを掛けることになるのではないのでしょうか。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:31

管理番号	218	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	用途地域等内の建築物の制限緩和				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【提案の背景】

東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。

しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。

### 【支障事例】

ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり)

### 【解消策】

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

### 【その他】

なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。

## 根拠法令等

建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4

## 備蓄（防災）倉庫設置に伴う特定行政庁の許可に係る状況について

### 【現状】

#### 備蓄（防災）倉庫設置に係る許可申請事務に係る負担

許可申請期間：8ヶ月程度

許可申請に係る費用（業務委託）：70万円程度（申請手数料18万円を含む）

その他労力等：特定行政庁との協議（3回程度）、公聴会の実施

### 【事例】

#### 許可申請（建築基準法48条第1項 別表第2中9）の経過

- |             |  |
|-------------|--|
| 平成24年4月～    | （3回程度）特定行政庁と許可申請に向けた協議開始                 |
| 平成24年7月26日  | 許可申請等についての業務委託契約を締結                      |
| 平成24年9月5日   | 特定行政庁へ申請書を提出（手数料：18万円）                   |
| 平成24年10月3日  | 公聴会                                      |
| 平成24年10月9日  | 特定行政庁から本市への伺い（建築基準法第48条第1項但し書き書き許可の意見伺い） |
| 平成24年10月15日 | 本市から特定行政庁への回答                            |
| 平成24年11月6日  | 特定行政庁からの許可通知                             |